

2025年5月13日

株 主 各 位

千葉県美浜区浜田二丁目39番地

株 式 会 社 銚 子 丸

代表取締役社長 石 田 満

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.choushimaru.co.jp/ir/library5.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「銚子丸」又は「コード」に当社証券コード「3075」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本総会の模様はご自宅等からでもご覧いただけるようにオンライン配信をさせていただきます。詳細につきましては、5ページの「定時株主総会のオンライン配信のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月28日（水曜日）午後6時までに行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴 西の間」
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第48期（2024年5月16日から2025年2月28日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
 - ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【株主様へのお願い】

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を前ページ記載のインターネット上の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によつては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年5月28日（水曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使してください。ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

＜定時株主総会のオンライン配信のご案内＞

当社は、株主総会へご出席できない株主様の不利益を少しでも減少させるために、2025年5月29日（木）午前10時より開催の第48回定時株主総会において、ウェブ配信システム「Z o o m」のウェビナー機能を利用したオンライン配信を行います。ご希望の株主様は以下に従って事前に申込みを行うことで、インターネット中継で株主総会を視聴できますのでご利用ください。

1. オンライン株主総会視聴に必要な事項及びスケジュール

手順	必 要 事 項	申 込 期 限 等
1.	事 前 申 込	2025年5月27日（火）午後3時まで
2.	Z o o mウェビナー登録	2025年5月28日（水）午後3時まで
3.	オンライン株主総会の視聴	2025年5月29日（木）午前9時30分視聴可能 2025年5月29日（木）午前10時開会

2. オンライン株主総会視聴に必要な機器等

ご視聴には次の環境・機器が必要となります。

- ・インターネット回線
- ・Z o o mにアクセス可能なP C、スマートフォン等
- ・Z o o mミーティング用Z o o mクライアントまたはZ o o mモバイルアプリのダウンロード

（注）必ず事前にZ o o mクライアントまたはアプリのダウンロードをお願い申し上げます。

3. 申込方法

【手順1】事前申込（2025年5月27日（火）午後3時まで）

Z o o mビデオウェビナーを使用して配信いたしますので、視聴を希望される株主様は、以下の手順により事前申込をしてください。

- (1) ミーティング用Z o o mクライアントまたはZ o o mモバイルアプリのダウンロード (https://zoom.us/download#client_4meeting)



- (2) 下記の事務局宛メールアドレスに必要事項を記載して、事前申込メールを送信してください。

事務局宛メールアドレス：ir-zoom@choushimaru.co.jp

【件名】オンライン株主総会事前申込 株主番号(○○○○○○○○○)

【本文】①株主番号 ②株主氏名 ③メールアドレス

※確認のため、本文にも株主番号のご記載をお願い申し上げます。

- (3) 事務局にて事前申込メール本文①、②によりご本人確認後、③のメールアドレス宛に、ウェビナー登録のご案内のメールを送信します。

- (注) 1. 株主番号は、議決権行使書に記載されています（8桁半角数字）。
2. 事前申込メールに必要事項について記載が無い場合は、株主様の本人確認ができませんので、事前申込をお受けすることができません。
3. ご利用のプロバイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社から送信したメールが、株主様のメールアドレス側にてブロックされ、株主様がメールを受信できない可能性がございます。この事象につきましては当社側で対応ができませんので、受信されるメールアドレス側にて、ドメイン「choushimaru.co.jp」からのメールの受信を有効とするように設定変更をお願い申し上げます。設定変更方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルをご確認ください。
4. オンライン配信では、株主総会での事前のご質問・ご意見等は受付しておりません。

【手順2】Zoomウェビナー登録（2025年5月28日（水）午後3時まで）

事務局（ir-zoom@choushimaru.co.jp）が株主様のメールアドレス宛にウェビナー登録のご案内メールを送付しますので、当該メールに記載されたURLからウェビナー登録をお願い申し上げます。

- (1) ウェビナー登録URLにアクセス（ウェビナー登録のご案内メールに記載）
(2) 【手順1】(2)のメール本文で記載した以下の項目を入力して登録を完了
【名】欄：株主番号を入力
【姓】欄：株主氏名を入力
【メールアドレス】欄：メールアドレスを入力
(3) 事務局にてウェビナー登録の確認が取れ次第、オンライン株主総会視聴に必要な情報（当日のアクセスURL、パスワード等）のメールが送信されます。

- (注) 1. ウェビナー登録の申込をいただいても株主様のご本人確認ができず承認されなかった場合には、承認されなかった旨の通知メールが届きます。
2. ウェビナー登録URLは株主様専用となりますので、第三者等への共有はご遠慮ください。同一の株主番号・株主氏名による重複参加は認められませんのでご注意ください。

【手順3】オンライン株主総会の視聴

- (1) 当日のオンライン株主総会の視聴につきましては、午前9時30分から可能となります。視聴開始後から株主総会開始（午前10時）までは「ホストが本ウェビナーを開始するまでお待ちください」と表示されて待機状態となりますので、株主総会開始までそのままお待ちください。
(2) オンライン株主総会を視聴される株主様は、カメラ機能がOFFでの参加となりますので、株主様の画像がオンライン株主総会に映し出されることはありません。
(3) オンライン視聴いただいている株主様からの質疑応答には対応しておりません。
(4) オンライン株主総会は、株主様限定（非公開）での視聴となっておりますので、録画等のご遠慮ください。なお、視聴される株主様は、Zoomビデオウェビナーの録画機能により、オンライン株主総会の録画をすることはできません。

4. 注意事項及びご了承事項について

オンライン株主総会を視聴される株主様におかれましては、以下の点をご了承ください。

- (1) オンライン株主総会は、株主様に対してリアル株主総会への来場に替えて、追加的な手段をご提供するものです。議決権の行使につきましては、既にお送りしております議決権行使書に議案の賛否を記入してご郵送いただくか、インターネットにより議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- (2) Zoomアカウントの取得方法、Zoomアプリのインストール方法、Zoomへの接続方法、Zoomの機能等に関するお問い合わせはお受けできませんので、ご了承ください。
- (3) 通信環境の影響や大量アクセスにより、オンライン株主総会につながりにくくなる、インターネット中継の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があります。このような通信障害により株主様に生じた不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- (4) オンライン株主総会当日において株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良、遅延、音声が届かない等のトラブルにつきましてもサポートはいたしませんので予めご了承ください。また、それに伴い不利益等が生じた場合でも弊社では一切責任を負いかねます。
- (5) インターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (6) 不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じる可能性がございます。

5. 本件に関するお問い合わせ先

お問い合わせは、事務局（ir-zoom@choushimaru.co.jp）までお願い申し上げます。当社では、お電話でのお問い合わせはお受けできませんので、ご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

第48期につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。なお、決算期変更の経過期間となる第48期は、2024年5月16日から2025年2月28日までの9か月13日の変則決算となっております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円

総額は149,838,444円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

取締役の役職として、取締役特別顧問を新設いたします。当役職は、代表取締役社長を経験した者が就任するもので、後継者への事業承継を円滑に行うため、代表取締役社長に対して、会社経営・組織経営に対する助言を行い、代表取締役社長を補佐するとともに、代表取締役社長と一体となって業務執行の一部を担う役割を期待しております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 1～2 省略 3 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第2章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 1～2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 <u>及び取締役特別顧問各1名並びに</u> 取締役副社長、専務取締役 <u>及び常務取締役</u> 各若干名を選定することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会から、相当であり、特段の指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	属性等	現在の当社における 地位・担当	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況	取 締 役 在 任 年 数
1	いしだ みつる 石田 満 [男性 69歳]	再任	代表取締役社長	100% 13回/13回	10年9ヶ月
2	いしい けん 石井 憲 [男性 59歳]	再任	取締役副社長	100% 9回/9回	9ヶ月
3	ほりち はじめ 堀地 元 [男性 56歳]	再任	専務取締役	92% 12回/13回	20年9ヶ月
4	ほりち かなえ 堀地 かなえ [女性 47歳]	再任	取締役	88% 8回/9回	9ヶ月
5	しばの ともり 柴野 智政 [男性 54歳]	再任 社外 独立	社外取締役	100% 13回/13回	2年9ヶ月

- （注） 1. 年齢は、本株主総会終結時の情報を記載しております。
2. 当期は決算期変更に伴い9ヶ月13日の変則決算となるため、取締役会は13回の開催となっております。
3. 石井憲氏及び堀地かなえ氏は、2024年8月8日開催の第47回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役候補者と異なっております。
4. 2025年1月27日開催の取締役会における議案が「支配株主その他施行規則で定める者との取引等に関する事項」に該当するため、「支配株主その他施行規則で定める者」に該当する堀地元氏及び堀地かなえ氏は、対象の取締役会を欠席しております。当該理由により欠席した回を除いた両氏の取締役会への参加率は100%であります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	いしだ みつる 石 田 満 (1956年 1 月20日)	1978年 4 月 亀有信用金庫入庫 1995年12月 株式会社シチエ（現株式会社ゲオ） 入社 1998年10月 オーケー株式会社入社 2003年 6 月 同社取締役店舗運営本部長 2006年 5 月 同社取締役管理本部長 2010年 8 月 株式会社ウェアハウス （現株式会社ゲオ）入社 2011年 6 月 同社代表取締役社長 2014年 1 月 当社入社 2014年 2 月 当社執行役員経営企画部長 2014年 8 月 当社代表取締役社長（現任）	26,200株
		【取締役候補者とした理由】 石田満氏は、小売・サービス業の取締役として得た経験及び知見を踏まえ、当社の代表取締役就任後は、「銚子丸改革2.0」のスローガンを掲げて、「働き方改革」や「機械化・省力化」等を推進することで、収益性の向上に取り組んできたことから、引き続き取締役候補者いたしました。	
2	いし い けん 石 井 憲 (1965年12月26日)	1988年 4 月 株式会社京樽入社 2016年 3 月 同社執行役員商品本部長 2018年 9 月 株式会社吉野家ホールディングス 執行役員 株式会社北日本吉野家代表取締役社長 2019年 9 月 株式会社京樽代表取締役社長 2023年 9 月 当社入社 社長室長 2024年 8 月 当社取締役副社長（現任）	1,200株
		【取締役候補者とした理由】 石井憲氏は、主に寿司業界における豊富な知見を有しており、また外食企業の代表取締役として会社経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	
3	ほり ち はじめ 堀 地 元 (1968年12月21日)	1992年 4 月 当社入社 2000年 1 月 当社事業部長 2004年 1 月 当社常務取締役 2018年 9 月 当社常務取締役営業本部長 2024年 8 月 当社専務取締役（現任）	257,200株
		【取締役候補者とした理由】 堀地元氏は、当社において長く営業部門に携わり、現在は専務取締役として当社経営を担っており、豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	ほり ち 堀 地 かなえ (1978年 1 月 4 日)	2000年 8 月 有限会社オール・エム取締役 2003年 9 月 当社入社 2003年10月 株式会社オール・エフ設立 代表取締役 2011年 1 月 株式会社グリーン・エステート設立 代表取締役（現任） 2016年 6 月 有限会社オール・エム代表取締役（現任） 2024年 8 月 当社取締役（現任）	2,811,000株
【取締役候補者とした理由】 堀地かなえ氏は、株式会社オール・エフの代表取締役として、立ち寿司業態の運営に携わるなど、外食事業と企業経営の分野で豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。			
5	しば の とも のり 柴 野 智 政 (1971年 1 月18日)	1993年 4 月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 2002年 9 月 サントリー株式会社入社 2002年12月 株式会社エイチ・ビー・アイ （現サントリーマーケティング&コマー্স株式会社）転籍 取締役 2004年 4 月 同社常務取締役 2008年 1 月 株式会社サザビリーグ入社 2009年 9 月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 2013年 2 月 カフェ・カンパニー株式会社入社 専務取締役 2016年 8 月 T's Planning設立 代表（現任） 2017年 5 月 株式会社おいしいプロモーション （現オイシーズ株式会社）代表取締役 2022年 8 月 当社社外取締役（現任） 2023年 3 月 スターバックスコーヒージャパン株式会社 戦略本部長（現任）	－株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 柴野智政氏は、コンサルティング会社において、消費財・流通関連分野を中心に経営戦略の立案、実行、支援、新規事業立ち上げ等のプロジェクトを経験した後、外食事業の起業や企業経営の実績があり、豊富な知識と経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 堀地元及び堀地かなえの2氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 柴野智政氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、柴野智政氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

5. 当社は、柴野智政氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が、当該保険契約によって填補されることとしております（ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合を除く）。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

本定時株主総会後の経営体制（予定）

当社は、会社の持続的な成長には、専門的な視点及び多様性等を備える人材を選任することが重要であると考えます。各役員（執行役員を含む）に特に期待される知見及び経験は、以下のとおりです。

氏名	役職	特に期待される知見及び経験					
		経営	業界	財務	法務	営業	C G
石 井 憲	代表取締役社長	●	●			●	●
石 田 満	取締役特別顧問	●	●	●	●		
堀 地 元	専務取締役		●			●	
堀地 かなえ	取締役	●	●				
柴野 智政	取締役	●	●				
永井 俊秀	取締役 監査等委員・常勤	●					●
登 三樹夫	取締役 監査等委員			●			●
栗谷 しのぶ	取締役 監査等委員				●		
大塚 万紀子	取締役 監査等委員				●		
佐々木 秀信	執行役員 人財戦略本部長		●			●	
阿部 豊一	執行役員 営業本部長		●			●	
長江 敦	執行役員 経営戦略室長		●			●	
川村 淳	執行役員 D X ・ マーケティング本部長			●		●	

（注） 1. 上記一覧表は、各候補の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

2. 役職については、株主総会後の取締役会にて選任予定であります。

3. 大塚万紀子氏の戸籍上の氏名は、伊藤万紀子であります。

経営： 企業経営全般

法務： 法務、労務、コンプライアンス

業界： 業界の知識・経験（外食）

営業： 営業・マーケティング

財務： 財務・会計、リスクマネジメント

C G： コーポレートガバナンス、I R活動

<ご参考>

社外取締役の独立性に関する基準

株式会社銚子丸（以下、「当社」という。）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同じ。）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- ①当社を主要な取引先とする者
- ②当社を主要な取引先とする会社の取締役等
- ③当社の主要な取引先である者
- ④当社の主要な取引先である会社の取締役等
- ⑤当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑥当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦当社の10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
- ⑧当社が10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
- ⑨当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
- ⑩当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑪当社の業務執行取締役、常勤監査等委員（常勤監査等委員を選定している場合に限る。）が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の取締役等
- ⑫上記①～⑪に直近事業年度において該当していた者
- ⑬当社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 本独立性基準①及び②において、「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
2. 本独立性基準②、④、⑦、⑧、⑪及び⑬において、「取締役等」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者」をいう。
3. 本独立性基準③及び④において、「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（または会社）」をいう。
4. 本独立性基準⑤、⑥、⑨及び⑩において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2024年5月16日から
2025年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、当事業年度より決算日を5月15日から2月末日に変更しております。これに伴い、決算期変更の経過期間となる当事業年度は、2024年5月16日から2025年2月28日までの9か月13日間の変則決算となるため、前事業年度との比較については記載しておりません。

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まりにより、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国や中国の経済停滞懸念、国際情勢不安や地政学的リスクの高まりなど依然として先行きの不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、個人消費の回復とともに価格改定の動きが活発化し、業界全体は堅調に推移しました。一方で、原材料やエネルギー価格の高騰、労働力不足や人件費の上昇、物価高騰による消費者の節約志向の高まりなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は、「お客さまに真心を提供し、感謝と喜びをいただく」ことを理念に、中期的経営課題に対する重点施策に取り組んでまいりました。

(課題① 収益構造・運営オペレーションの改革)

お客さまに快適な環境をご提供するとともに、オペレーションの効率化を目的として6店舗の改装を実施しました(2024年6月 桜木店、同年7月 宇喜田店・板橋東新町店、同年10月 経堂店、同年12月 南柏店、2025年2月 保木間店)。また、新業態への取組として、完全予約制の本格江戸前高級寿司をコンセプトとした「鮎元」(2024年6月 千葉県市川市)、エキナカ出店の立ち食い鮎業態「Standing鮎Bar Yasukeエキュート赤羽みなみ店」(2024年7月 東京都北区)、フードコート内出店の「アリオ橋本店」(2025年1月 神奈川県相模原市)の3店舗を出店しました。これにより、当事業年度末の店舗数は91店舗となりました。

(課題② DX戦略)

銚子丸公式の「縁アプリ」へ、おすすめメニュー表示、お気に入り店舗の混雑確認と順番待ち予約機能などの機能を追加することで、お客さまの利便性向上と新規顧客の開拓を図るとともに、会員データの分析から、よりお客さまに喜ばれる商品やサービスの開発に繋げてまいりました。また、社内各種システムとデータを有機的に結合することで、運営オペレーションを効率化させるための統合基盤開発を計画に沿って進めております。

(課題③ 人財戦略)

新規採用・中途採用の強化、教育プログラムのブラッシュアップ、階層別研修の充実、女性活躍推進のための環境整備など人財強化施策を進めてまいりました。また、店舗休業日を設けることで従業員の休日を増やすとともに、お客さまへより良いサービスを提供できる体制づくりを行いました。

(課題④ 商品・販売戦略)

毎月のキャンペーンの充実、創業祭販促の拡充、「縁アプリ」を活用した情報発信、地域別イベントや生本まぐろ解体ショーの全店同時開催などにより来店動機を高めるとともに、銚子丸ならではの商材・商品を追求し、お客さまの満足度向上へ繋げてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は173億88百万円、営業利益は10億52百万円、経常利益は10億70百万円、当期純利益は5億82百万円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

新規店舗（計3店舗）の内装設備等	142百万円
改装店舗（計6店舗）の内装設備等	367百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (2022年 5 月期)	第 46 期 (2023年 5 月期)	第 47 期 (2024年 5 月期)	第 48 期 (当事業年度) (2025年 2 月期)
売 上 高 (千円)	17,033,375	19,310,283	21,360,275	17,388,182
経 常 利 益 (千円)	1,678,691	794,451	1,735,641	1,070,341
当 期 純 利 益 (千円)	1,057,049	558,174	1,073,574	582,376
1 株当たり当期純利益 (円)	77.16	40.75	78.33	42.82
総 資 産 (千円)	10,977,749	11,402,841	12,842,830	10,798,772
純 資 産 (千円)	7,883,470	8,367,773	9,309,463	7,870,272
1 株当たり純資産 (円)	574.26	609.00	676.31	628.01

(注) 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主に該当する当社取締役堀地かなえ氏より、2025年 1 月28日付で、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) の方法により自己株式を1,892,520千円で取得しております。

a. 当該取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

本件自己株式の取得による株式市場への影響を回避するとともに、役職員のインセンティブ・プランの拡充、M&Aやアライアンスへの活用等を視野に入れた機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率の向上にも資するものであると判断し、自己株式を取得いたしました。

b. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、取得時点の株価状況に関する分析やキャッシュ・フローへの影響も踏まえ、財務戦略における合理性についての検証と、本自己株式

取得を実施しない場合の当社及び少数株主に生じる不利益について慎重に審議及び決議を行いました。

また、当社の独立役員より、本取引はその目的、意思決定手続、取得方法等に鑑み、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置は十分取られていることから、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の「支配株主からの自己株式取得に関する意見書」が本取締役会に提出されております。

なお、利害関係を有する堀地元氏、堀地かなえ氏を除いた取締役のみで本件自己株式の取得にかかる議案の審議及び決議を行っております。

c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は事業を継続的に発展させていくために、経営理念を全従業員に徹底することにより企業体質の一層の強化と、商品のレベルアップ、お客様への「おもてなし」の充実を図り、この理念を実現することを経営の基本方針としております。

(経営理念)

「人間の生命を支える最も基本的な飲食を通し、より多くのお客様に、よりおいしく・よりよいサービス・より速く、をもって私達の『真心』を提供し、お客様の『感謝と喜び』を頂くことを私達の使命と致します。」

② 経営戦略等及び経営環境

回転寿司業界においては、競合他社との差別化の流れの中で、グルメ回転寿司の業態と低価格回転寿司の業態の二極化が今後も続くものと考えております。グルメ回転寿司及び立ち寿司業態に属する当社は、同業態の競合他社との差別化を図るために、「より高価な食材を新鮮で食べ応え充分な状態で市場価格よりも断然お得感のある価格帯で」提供することを目指しており、この実現のために産地の開拓、素材の吟味、商品開発など当社独自の商品力の向上に邁進し、さらに、立ち寿司により近い技術の向上に取り組んでいくことを経営戦略としております。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

外食業界におきましては、原材料やエネルギー価格の高騰、労働力不足や人件費の上昇、物価高騰による消費者の節約志向の高まりなど、引き続き先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、当社は「既存ブランドの商品・サービスを磨き上げ、より多くのお客様に銚子丸劇場を楽しんでいただく」をテーマとし、以下の項目に取り組んでまいります。

a. 既存業態の徹底的な磨き上げ

「すし銚子丸」の強みである「職人の握る寿司」「本まぐろ」「光物」「目利き」「おもてなしの舞台」をより強化・特化し、徹底的に商品品質にこだわり、「新鮮」「高品質」「安全」「安定供給」「ローコスト」を追求してまいります。

また、小回りの利く仕入体制を構築し、ブランド全体では仕掛けができないような良質な小ロット商材も仕入れることで、より魅力的な商品作りをすすめるとともに、サステナブルで安定供給可能な原料調達基盤の構築を目指してまいります

b. 出店戦略

既存の「すし銚子丸」ブランドについては、特に神奈川地区をはじめとする未展開エリアでの出店を強化し、新規顧客層の獲得を図るとともに、人件費をはじめ様々な経費の上昇に耐え得る収益性を確保するために、席数増加・作業性・イメージアップ・省力化を重視した大規模・中規模改装を計画的に実施してまいります。並行して、不採算店舗の退店及び好立地へのリロケーションを推進することで、利益体質の強化に努めてまいります。

新業態の「Standing鮎Bar Yasuke」については、既存業態と顧客バッティングしない都内を中心としたエキナカ立地へ出店し、日常的に利用できる身近な寿司ブランドを確立することでファン層の拡大を目指してまいります。

c. DX戦略

タッチパネルによるフルオーダー化により集積したデータから注力すべきポイントを抽出し、お客様に喜ばれる商品施策やサービスを確立することで、ムリのないオペレーション・ムラのないサービス・ムダのない食材管理を実現し、売上と利益の最大化を図ってまいります。

2023年11月より導入した「縁アプリ」で蓄積した顧客データを基に顧客属性に合わせたピンポイントの販売促進施策の実施、アプリ会員への特典施策の充実、店舗からのダイレクトマーケティングを新たに展開することにより、来店客数の増大を図ってまいります。

また、デジタルマーケティングにも着手し、より効率的・効果的なブランディングを行うことで新規顧客層の開拓にも注力してまいります。

店舗におけるDXも積極的に進め、ご来店の際の利便性を向上させるためのテーブル決済の導入など、よりスムーズなオペレーションシステムの構築に努めてまいります。

d. 人財戦略

人を増やす「採用」、技術者を育てる「育成」、長く働き続けることができる職場環境を作る「リテンション」を3つのテーマとし、優秀な人財の確保を推進してまいります。

成長戦略を見据えた適正人財と適正人員数の採用、未来人財育成のための配転教育を実施するとともに、従業員の中・長期的な能力開発をすすめるために、キャリアデベロップメントプログラムと新しい評価制度を導入してまいります。

女性が働きやすい職場環境及びキャリアアップ支援体制の整備と女性正社員の採用強化、女性店長・女性管理職の積極的な登用に取り組んでまいります。

また、経営理念に基づく目指すべき姿をモデル店として具現化し、全従業員が体感・共感・共有できる研修環境を整備し全店に波及させることで、幅広い人財が活躍できる土壌の形成と誰もが挑戦できる社風づくりに努めてまいります。

e. 海外事業

当社は、ロイヤルホールディングス株式会社、及び双日株式会社との3社にて、米国での共同事業展開に関する合弁事業契約を締結し、2024年3月に合弁会社を設立いたしました。米国における日本食レストランは堅調な増加傾向にあり、特にカリフォルニア州は米国最大の日本食レストラン数を誇り、米国の日本食ブームの火付け役としての役割を果たしています。

まずは現地での寿司業態の開発を進め、2025年度中にカリフォルニア州にて1号店の出店を行うとともに、その後の多店舗展開の礎を作り上げてまいります。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は事業を継続的に発展させていくためには、安定した財務基盤を維持しつつ、売上高を着実に増加させ、適正な利益の確保を図っていくことが必要であると考えております。そのために、売上高経常利益率、自己資本比率、ROEを重要な経営指標として位置付け、その向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社は、同業他社の低価格回転寿司店との差別化を図るために、より上質な商品とサービスを、よりお得感のある価格帯にて提供するグルメ回転寿司業態として、「すし銚子丸」を中心ブランドとして直営店のみによる多店舗展開を行っております。

(6) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

《千葉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 事 務 所	千葉県美浜区	すし 銚子丸 新 松 戸 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 浦 安 店	千葉県浦安市	すし 銚子丸 南 柏 店	千葉県柏市
すし 銚子丸 横 芝 店	千葉県山武郡	すし 銚子丸 東 金 店	千葉県東金市
すし 銚子丸 栗 岡 台 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 佐 倉 店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 八 街 店	千葉県八街市	すし 銚子丸 市 原 店	千葉県市原市
すし 銚子丸 市 川 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 茂 原 店	千葉県茂原市
すし 銚子丸 高 洲 店	千葉県美浜区	すし 銚子丸 木 更 津 店	千葉県木更津市
すし 銚子丸 行 徳 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 南 船 橋 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 東 寺 山 店	千葉県市若葉区	すし 銚子丸 富 里 店	千葉県富里市
すし 銚子丸 桜 木 店	千葉県市若葉区	すし銚子丸酒々井プレミアム・アウトレット店	千葉県印旛郡
すし 銚子丸 西 船 橋 店	千葉県船橋市	すし銚子丸千葉ニュータウン店	千葉県印西市
すし 銚子丸 大 和 田 店	千葉県市川市	江戸前すし百萬石幸町店	千葉市美浜区
すし 銚子丸 蘇 我 店	千葉県中央区	すし 銚子丸 松 戸 岩 瀬 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 柏 店	千葉県柏市	すし 銚子丸 大 網 白 里 店	千葉県大網白里市
すし 銚子丸 北 習 志 野 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 雅 イ オ ン ス タ イ ル 幕 張 ベ イ パ ー ク 店	千葉市美浜区
すし 銚子丸 千 葉 駅 前 店	千葉県中央区	すし 銚子丸 雅 習 志 野 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 八 柱 店	千葉県松戸市	すし 銚子丸 雅 テ ラ ス モ ー ル 松 戸 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 鎌 ケ 谷 店	千葉県鎌ヶ谷市	すし 銚子丸 コ ト エ 流 山 お お た か の 森 店	千葉県流山市
すし 銚子丸 成 田 店	千葉県成田市	すし 銚子丸 宮 野 木 店	千葉市花見川区
すし 銚子丸 志 津 店	千葉県佐倉市	鮎 元	千葉県市川市

《東京都》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸みずえ店	東京都江戸川区	すし銚子丸多摩ニュータウン店	東京都八王子市
すし 銚子丸南小岩店	東京都江戸川区	すし 銚子丸立川店	東京都立川市
すし 銚子丸竹の塚店	東京都足立区	すし 銚子丸八王子店	東京都八王子市
すし 銚子丸立石店	東京都葛飾区	すし 銚子丸調布店	東京都調布市
すし 銚子丸赤羽店	東京都北区	すし 銚子丸大井店	東京都品川区
すし 銚子丸豊玉南店	東京都練馬区	すし 銚子丸経堂店	東京都世田谷区
すし 銚子丸保木間店	東京都足立区	すし 銚子丸日野店	東京都八王子市
すし 銚子丸宇喜田店	東京都江戸川区	すし 銚子丸武蔵小金井店	東京都小金井市
すし 銚子丸西新井店	東京都足立区	すし 銚子丸三鷹新川店	東京都三鷹市
すし 銚子丸高島平店	東京都板橋区	すし 銚子丸杉並宮前店	東京都杉並区
すし 銚子丸光が丘店	東京都練馬区	すし 銚子丸東大和店	東京都東大和市
すし 銚子丸大泉インター店	東京都練馬区	すし 銚子丸南千住店	東京都荒川区
すし 銚子丸板橋東新町店	東京都板橋区	すし 銚子丸狛江店	東京都狛江市
すし 銚子丸亀戸店	東京都江東区	すし 銚子丸木場店	東京都江東区
すし 銚子丸綾瀬店	東京都足立区	すし 銚子丸雅アリオ亀有店	東京都葛飾区
すし 銚子丸南大泉店	東京都練馬区	すし 銚子丸小石川店	東京都文京区
すし 銚子丸花小金井店	東京都小平市	鮎Yasuke 豊洲千客万来店	東京都江東区
すし 銚子丸町田店	東京都町田市	Standing 鮎 Bar Yasuke エキュート赤羽みなみ店	東京都北区

《埼玉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸南越谷店	埼玉県越谷市	すし 銚子丸川口店	埼玉県川口市
すし 銚子丸ひばりが丘店	埼玉県新座市	すし 銚子丸川越店	埼玉県川越市
すし 銚子丸北浦和店	さいたま市中央区	すし 銚子丸見沼店	さいたま市見沼区
すし 銚子丸上尾店	埼玉県上尾市	すし 銚子丸春日部ふじ通り店	埼玉県春日部市
すし 銚子丸所沢店	埼玉県所沢市	すし 銚子丸草加花栗店	埼玉県草加市

《神奈川県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸日吉店	横浜市港北区	すし 銚子丸武蔵小杉店	川崎市中原区
すし 銚子丸横浜都筑店	横浜市都筑区	すし 銚子丸横浜六ツ川店	横浜市南区
すし 銚子丸川崎中原店	川崎市中原区	すし 銚子丸雅アリオ橋本店	神奈川県相模原市

(注) 当事業年度において開設した店舗は、以下の3店舗であります。

鮎元、Standing 鮎 Bar Yasuke エキュート赤羽みなみ店、すし 銚子丸 雅 アリオ橋本店

(7) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
511 (1,018) 名	20 (22) 名	43.7歳	10.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額 (千円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	240,000
株 式 会 社 千 葉 銀 行	141,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	99,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,518,000株（自己株式2,031,463株を含む。）
- (3) 株 主 数 9,005名（前事業年度末比560名増）
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 オ ー ル ・ エ ム	3,920,000	31.39
堀 地 か な え	2,811,000	22.51
堀 地 元	257,200	2.06
堀 地 篤 人	152,000	1.22
銚 子 丸 社 員 持 株 会	142,000	1.14
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	49,700	0.40
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	38,758	0.31
石 田 満	26,200	0.21
阿 部 豊 一	21,300	0.17
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM C L I E N T A C C T S M I L M F E	13,409	0.11

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,031,463株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2024年8月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年9月13日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対し自己株式3,600株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

① 自己株式の取得を行った理由

当社の親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主に該当する当社取締役堀地かなえ氏より、その保有する当社株式の一部を売却したい旨の打診を受けました。

同氏の保有する当社株式が短期間に市場で売却された場合の当社の市場株価等への影響を考慮し、当該株式を自己株式として買い受けることについて検討したところ、当該株式を自己株式として取得することが、市場への影響を回避すること、並びに役職員のインセンティブ・プランの拡充、M&Aやアライアンスへの活用等を視野に入れた機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率の向上にも資するものであると判断し、自己株式の取得を行うことといたしました。

② 取得の内容

ア．取得対象株式の種類	当社普通株式
イ．取得した株式の総数	1,260,000株
ウ．取得価額	1,892,520,000円
エ．取得日	2025年1月28日
オ．取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT - 3）による買付。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		株式会社銚子丸 第7回2025年新株予約権	
発行決議日		2025年1月27日	
新株予約権の数		1,007個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 50,350株 (新株予約権1個につき50株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり75,450円 (1株当たり1,509円)	
権利行使期間		2027年3月1日から 2030年2月28日まで	
行使の条件		新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。(注1)	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	1,007個
		目的となる株式数	50,350株
		交付者数	361人

- (注) 1. 新株予約権者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなす。

- (1) 新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- (2) 当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ）の役員又は従業員、その他これに準ずる社員（嘱託社員、パート社員等をいう。以下同じ）のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- (3) 当社の取締役会が本新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合
- (5) 死亡した場合
- (6) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
- (7) 破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合

- (8) 前各号のいずれかの規定の適用がある場合を除き、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員、その他これに準ずる社員のいずれにも該当しなくなった日から1年経過した場合
- (9) その他、居住する国又は地域の法令等の制限により、本新株予約権の行使が禁止される場合又はかかる権利行使に際して当社に届出義務等が課される場合

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 満	
取締役副社長	石 井 憲	
専務取締役	堀 地 元	
取 締 役	堀 地 か な え	株式会社グリーン・エステート 代表取締役 有限会社オール・エム 代表取締役
取 締 役	柴 野 智 政	T's Planning 代表 スターバックスコーヒージャパン株式会社 戦略本部長
取締役（監査等委員・ 常勤）	永 井 俊 秀	
取締役（監査等委員）	登 三 樹 夫	登公認会計士事務所 代表 爽監査法人 代表社員 税理士法人みなと東京会計 代表社員 株式会社やる気スイッチグループホールディ ングス 社外監査役
取締役（監査等委員）	栗 谷 し の ぶ	国立研究開発法人産業技術総合研究所 客員研究員 豊島総合法律事務所 弁護士 東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネ スロー・比較法政研究センター 特任研究員
取締役（監査等委員）	大 塚 万 紀 子	神奈川県地方創生推進会議評価部会委員 株式会社ワーク・ライフバランス 取締役 パシフィックコンサルタンツ株式会社 社外取締役 東京都住宅供給公社非常勤理事

- (注) 1. 取締役柴野智政氏並びに取締役（監査等委員）永井俊秀氏、登三樹夫氏、栗谷しのぶ氏及び大塚万紀子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）登三樹夫氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、永井俊秀氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役柴野智政氏並びに取締役（監査等委員）永井俊秀氏、登三樹夫氏、栗谷しのぶ氏及び大塚万紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 堀地ヒロ子氏は、2024年5月22日に逝去により取締役を退任いたしました。
6. 2024年8月8日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、仁科善生氏、佐々木秀信氏及び阿部豊一氏は取締役を退任いたしました。
7. 2024年8月8日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、大島有紀子氏は取締役（監査等委員）を退任いたしました。
8. 取締役（監査等委員）栗谷しのぶ氏は、事業年度末日後の2025年3月31日付で豊島総合法律事務所を退所しております。また、同氏は、事業年度末日後の2025年4月1日付で水野泰孝法律事務所に入所しております。
9. 取締役（監査等委員）栗谷しのぶ氏の東京大学における所属及び役職は、事業年度末日後の2025年4月1日付で「東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター 特任研究員」から「東京大学大学院法学政治学研究科附属法・政治デザインセンター 特任研究員」に変更となっております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外取締役（監査等委員）との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合には、填補の対象としません。

(5) 取締役及び監査等委員の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

株式会社銚子丸（以下、「当社」という。）の取締役の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、多様で優秀な人材を確保できるよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会の決議により定められた取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額の範囲内において、業績、役位ごとの職責、貢献度、経営環境、同業他社及び他業種同規模他社の報酬水準、並びに従業員に対する処遇との整合性等を考慮しながら、定時株主総会終了後速やかに決定するものとする。

- c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるための中長期的なインセンティブとして、株主総会の決議により定められた取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬限度額の範囲内において、業績、役位ごとの職責、貢献度、経営環境、同業他社及び他業種同規模他社の報酬水準、並びに従業員に対する処遇との整合性等を考慮しながら、定時株主総会終了後1か月以内に開催する取締役会で決定するものとする。

- d. 基本報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、後述f.の報酬委員会において検討を行う。取締役会(後述e.の委任を受けた代表取締役社長)は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額の決定について委任を受けるものとする。当該権限を適切に行使するために、代表取締役社長は個人別の報酬額案を起案し、報酬委員会にこれを諮問して答申を得るものとし、当該答申内容を尊重して決定することとする。

非金銭報酬は、代表取締役社長が個人別の割当株式数案を起案し、報酬委員会にこれを諮問して答申を得るものとし、当該答申内容を踏まえて取締役会で決議することとする。

なお、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

- f. 報酬委員会に関する事項

報酬委員会は、独立社外取締役全員、代表取締役社長及び取締役会長で構成するものとし、委員長は独立社外取締役のうち1名をもって選任するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	85,404 (3,500)	79,378 (3,500)	－ (－)	6,026 (－)	9 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,550 (16,550)	16,550 (16,550)	－ (－)	－ (－)	5 (5)
合 計 （うち社外取締役）	101,954 (20,050)	95,928 (20,050)	－ (－)	6,026 (－)	14 (6)

- (注) 1. 上表には、2024年5月22日に逝去により退任した取締役（監査等委員を除く）1名、2024年8月8日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）3名及び取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であります。なお、割当ての際の条件等は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。さらに、上記報酬枠とは別枠で、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額として年額100,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役0名）です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役4名）です。
6. 取締役会は、代表取締役社長石田満に対し、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会に諮問し、答申内容を踏まえて決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役柴野智政氏は、T's Planningの代表、及びスターバックスコーヒージャパン株式会社の戦略本部長を兼職しております。なお、当社はT's Planning、及びスターバックスコーヒージャパン株式会社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）登三樹夫氏は、登公認会計士事務所の代表、爽監査法人の代表社員、税理士法人みなと東京会計の代表社員、及び株式会社やる気スイッチグループホールディングスの非常勤社外監査役を兼職しております。なお、当社は登公認会計士事務所、爽監査法人、税理士法人みなと東京会計、及び株式会社やる気スイッチグループホールディングスとの間には特別の関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）栗谷しのぶ氏は、国立研究開発法人産業技術総合研究所客員研究員、豊島総合法律事務所の弁護士及び東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センターの特任研究員を兼職しております。なお、当社は、国立研究開発法人産業技術総合研究所、豊島総合法律事務所及び東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センターとの間には特別の関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）大塚万紀子氏は、神奈川県地方創生推進会議評価部会委員、株式会社ワーク・ライフバランスの取締役、パシフィックコンサルタンツ株式会社の社外取締役及び東京都住宅供給公社非常勤理事を兼職しております。なお、当社は株式会社ワーク・ライフバランスと2025年1月31日までコンサルティング契約を締結しておりますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。また、神奈川県、パシフィックコンサルタンツ株式会社、及び東京都住宅供給公社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
柴 野 智 政 社外取締役	当事業年度開催の取締役会には13回中13回出席いたしました。会社経営者として長年培ってきた豊富な経験・見地から、特に外食事業に対して有益な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
永 井 俊 秀 社外取締役 監査等委員 (常勤)	当事業年度開催の取締役会には13回中13回、監査等委員会には12回中12回出席いたしました。主に行政官及び公益財団法人経営経験者として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社のコーポレート・ガバナンスに関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、常勤の監査等委員として、経営会議等の主要な会議にオブザーバーとして毎回参加し、必要に応じて意見を述べるとともに、当社の経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、監査等委員会における監査全体のまとめ役としての役割を果たしております。
登 三 樹 夫 社外取締役 監査等委員	当事業年度開催の取締役会には13回中13回、監査等委員会には12回中12回出席いたしました。主に公認会計士及び税理士として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社の財務・会計及び税務に関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
栗谷しのぶ 社外取締役 監査等委員	当事業年度開催の取締役会には13回中13回、監査等委員会には12回中12回出席いたしました。主に弁護士として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社のコンプライアンス上有用な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
大塚万紀子 社外取締役 監査等委員	当事業年度開催の取締役会には13回中13回、監査等委員会には12回中12回出席いたしました。ワークライフバランスと働き方改革の専門家として長年培ってきた豊富な経験・見地から、特に働き方、多様性、女性活躍推進に関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・会計監査人としての報酬等の額

26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は日本監査役協会が公表しています「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づいて、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、前事業年度の監査計画における監査時間と実績とを対比する等の分析を通じて、当事業年度の監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について検討した結果、会計監査人としての報酬等の額が妥当と認められたことから同意したものであります。

・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,742,755	流 動 負 債	2,551,189
現金及び預金	4,410,638	買 掛 金	613,656
売 掛 金	677,964	短 期 借 入 金	480,000
原材料及び貯蔵品	381,729	リ ー ス 債 務	2,684
前 払 費 用	158,925	未 払 金	1,155,989
未収還付法人税等	50,234	預 り 金	129,288
そ の 他	63,262	契 約 負 債	50,218
固 定 資 産	5,056,017	前 受 収 益	12,571
有 形 固 定 資 産	2,722,929	賞 与 引 当 金	60,900
建 物	1,873,726	株 主 優 待 引 当 金	35,472
構 築 物	36,625	ポ イ ン ト 引 当 金	10,409
車 両 運 搬 具	3,374	固 定 負 債	377,310
工 具 器 具 備 品	721,179	リ ー ス 債 務	11,908
土 地	71,907	資 産 除 去 債 務	356,402
リース資産（純額）	13,114	そ の 他	9,000
建 設 仮 勘 定	3,002	負 債 合 計	2,928,500
無 形 固 定 資 産	597,768	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	521,813	株 主 資 本	7,841,693
ソフトウェア仮勘定	64,130	資 本 金	100,000
そ の 他	11,825	資 本 剰 余 金	490,954
投資その他の資産	1,735,318	資 本 準 備 金	236,829
投 資 有 価 証 券	20,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	254,124
出 資 金	140	利 益 剰 余 金	9,796,842
関 係 会 社 株 式	306,702	利 益 準 備 金	150
長 期 前 払 費 用	5,005	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,796,692
繰 延 税 金 資 産	389,452	別 途 積 立 金	150
敷 金 及 び 保 証 金	861,835	繰 越 利 益 剰 余 金	9,796,542
そ の 他	152,183	自 己 株 式	△2,546,103
資 産 合 計	10,798,772	新 株 予 約 権	28,578
		純 資 産 合 計	7,870,272
		負 債 純 資 産 合 計	10,798,772

損 益 計 算 書

（ 2024年 5 月16日から
2025年 2 月28日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,388,182
売 上 原 価		6,715,580
売 上 総 利 益		10,672,601
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,620,299
営 業 利 益		1,052,302
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,958	
協 賛 金 収 入	6,502	
仕 入 割 引	2,874	
受 取 賃 貸 料	2,694	
受 取 保 険 金	1,210	
そ の 他	3,102	20,343
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,864	
支 払 手 数 料	220	
支 払 補 償 費	68	
そ の 他	151	2,304
経 常 利 益		1,070,341
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,422	4,427
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,402	
固 定 資 産 除 却 損	11,336	
減 損 損 失	199,888	212,627
税 引 前 当 期 純 利 益		862,141
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	221,532	
法 人 税 等 調 整 額	58,232	279,764
当 期 純 利 益		582,376

株主資本等変動計算書

(2024年5月16日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途 積立金	繰越利益 剰 余 金	
2024年5月16日 残高	100,000	236,829	241,418	478,248	150	150	9,378,848	9,379,148
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△164,683	△164,683
当 期 純 利 益							582,376	582,376
自己株式の取得								
自己株式の処分			12,706	12,706				
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	12,706	12,706	－	－	417,693	417,693
2025年2月28日 残高	100,000	236,829	254,124	490,954	150	150	9,796,542	9,796,842

	自己株式	株主資本 合 計	新株予約権	純資産合計
2024年5月16日 残高	△676,010	9,281,386	28,077	9,309,463
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△164,683		△164,683
当 期 純 利 益		582,376		582,376
自己株式の取得	△1,892,520	△1,892,520		△1,892,520
自己株式の処分	22,426	35,133		35,133
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）		－	501	501
事業年度中の変動額合計	△1,870,093	△1,439,692	501	△1,439,191
2025年2月28日 残高	△2,546,103	7,841,693	28,578	7,870,272

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月23日

株式会社 銚子丸
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀井 秀樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城市 武志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銚子丸の2024年5月16日から2025年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年5月16日から2025年2月28日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に基づいて整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等から、また重要な不備はない旨の報告をEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月24日

株式会社 銚子丸 監査等委員会

監査等委員（常勤）	永井俊秀 ㊞
監査等委員	登三樹夫 ㊞
監査等委員	栗谷しのぶ ㊞
監査等委員	伊藤万紀子 ㊞
	（大塚万紀子）

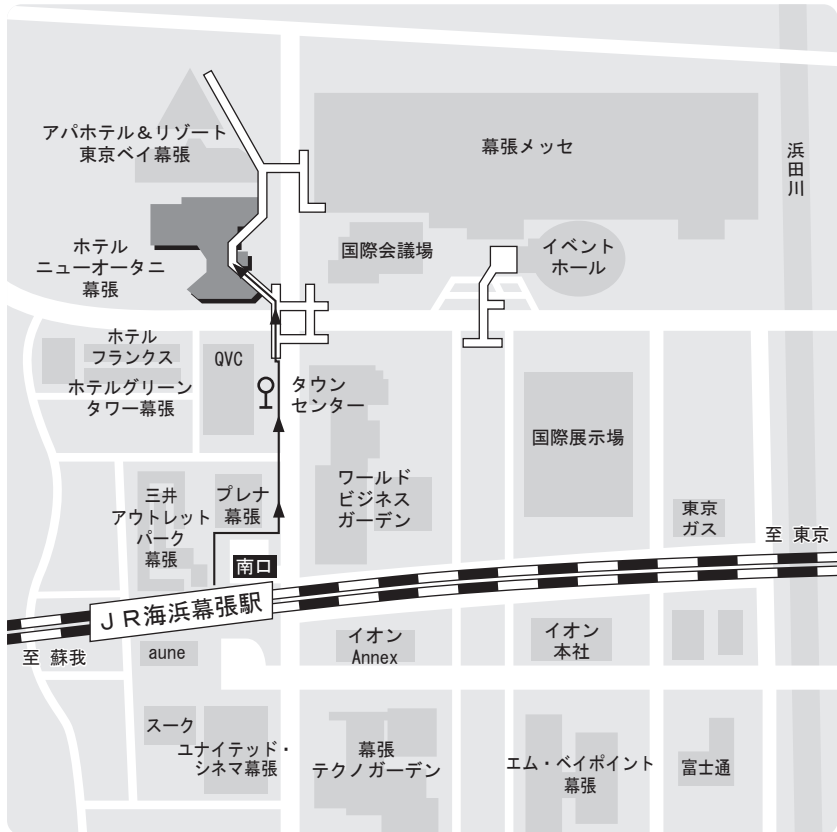
（注）1. 監査等委員4名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 監査等委員伊藤万紀子氏は、通称として大塚万紀子を使用しております。

以 上

株主総会会場のご案内

場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目120番 3
ホテルニューオータニ幕張 2階 「鶴 西の間」
T E L (043) 297-7777 (代表)



交通

J R 京葉線・武蔵野線海浜幕張駅南口より徒歩約 5 分
(J R 海浜幕張駅まで J R 東京駅より約40分、西船橋駅より約12分)
J R 総武線・京成電鉄幕張本郷駅よりバスで約15分
タウンセンターバス停下車徒歩約 3 分

【お願い】

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。